

# 平成18年度グリーン物流パートナーシップ推進事業 普及事業提案要領(2次募集)

平成17年2月16日、地球温暖化の防止に向けたCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減についての国際約束等を定めた京都議定書が発効しましたが、運輸部門における現状のCO<sub>2</sub>排出量は削減目標との間にまだ隔たりがあり、実効ある温暖化対策が急務となっています。

物流分野の温暖化対策は、荷主企業、物流事業者それぞれの単独による取り組みだけでなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働すること(パートナーシップ)による、物流システムの改善に向けた先進的で産業横断的な取り組みが必要です。「グリーン物流パートナーシップ会議」では、荷主企業と物流事業者の協働によるそうした取り組みを支援し、普及・拡大を促進するものであり、各企業の積極的な参加を期待しています。

平成18年度、グリーン物流パートナーシップ会議では「新規性」のあるプロジェクト(モデル事業)の募集に加え、CO<sub>2</sub>排出量削減の取組を普及・拡大するため、新たに「普及型」のプロジェクト(普及事業)を募集します。

## 普及事業の募集について

グリーン物流パートナーシップ会議では、会員企業の皆様による波及効果が高く且つ持続可能な、物流分野におけるCO<sub>2</sub>排出削減効果(省エネ効果)のある「新規型」プロジェクト(モデル事業)と「普及型」プロジェクト(普及事業)を募集します。

本募集は「普及型」プロジェクト(普及事業)であり、「新規型」プロジェクト(モデル事業)については、別途、その募集要領をご参照ください。

提案時点で本会議の会員になられていない企業等の方々は、合わせて会員登録をお済ませ下さい。

### 普及事業のイメージ

荷主企業と物流事業者のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じて、排出されるCO<sub>2</sub>削減効果(省エネ効果)が明確に見込まれるものであること。

[例]

- ・モーダルシフト
- ・拠点集約化・輸送共同化による物流効率化
- ・サードパーティーロジスティクスに際しての物流効率化 等

荷主企業と物流事業者の協働参加による事業であること。

(普及事業においては「新規性」は必須の要件となりません。)

以上の条件を満たす提案であれば幅広く募集します。

認定基準としては、荷主企業と物流事業者との間でパートナーシップが組まれていることが不可欠ですが、それに加え、事業費あたりの年間省エネ効果(省エネルギー量)及び省エネルギー率による評価と、政策的な評価(政策的な意義が高いもの、地域の物流のボトルネック解消に資するもの、物流効率化法の計画策定案件等)を勘案し、グリーン物流パートナーシップ会議が推進決定を行います。省エネルギー率が低いもの(省エネ率6%未満)は採択されませんのでご注意ください。

### 提案方法と募集期間について

#### ・募集期間

平成18年5月16日(火) ~ 平成18年7月14日(金)

#### ・提出方法

以下の所定の様式に従い、申請資料を作成のうえ、朱書きで「普及事業提案書在中」と記入の上、後述の経済産業省各経済産業局担当課又は国土交通省各運輸局等担当課宛にご持参またはご送付下さい(当日17時必着)。

[グリーン物流パートナーシップ普及事業 実施計画書 【word版】](#)

[実施計画書 作成方法【PDF形式】](#)

募集している事業は原則単年度ですが、複数年度事業をお考えの方は、実施計画書と併せて次の事業計画書も作成し、ご提出願います。

[グリーン物流パートナーシップ普及事業に関する事業計画書 【word版】](#)

[事業計画書 作成方法【PDF形式】](#)

## 普及事業とNEDOの補助事業の関係について

- ・事業者グループで策定された各実施計画のうち、グリーン物流パートナーシップ会議において積極的に推進すべきとみなされる事業をグリーン物流パートナーシップ会議の普及事業として推進決定します。
- ・選定にあたっては、荷主企業と物流事業者との間でパートナーシップが組まれていることが不可欠ですが、それに加え、事業費当たりの年間省エネ効果(省エネルギー量)及び省エネルギー率による評価と、政策的な評価(政策的な意義が高いもの、地域の物流のボトルネック解消に資するもの、物流効率化法の計画策定案件等)を勘案します。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議で普及事業に推進決定されると、参加している企業等は経済産業省および国土交通省の認定を受け、NEDO 技術開発機構の補助制度を利用することができます。
- ・上記補助制度を利用する場合、NEDO 技術開発機構による補助事業の交付決定後、事業を実施することとなります。

NEDO 技術開発機構の補助制度「エネルギー使用合理化事業者支援事業」

補助対象経費	物流システムの省エネルギー化(省CO2化)に必要な追加的経費(施設・設備の調達費用、システム設計費等) <u>レンタル費用は対象外です。リースの場合はリース会社と共同申請する場合のみ認められます。</u>
補助対象事業者	製造業、卸・小売業等の荷主企業及び貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫業者、その他これらに準ずる者 <u>交付申請は必ず物流事業者と荷主企業(それに準ずる者)の共同申請をしなければなりません。</u>
補助金額	補助対象経費の1/3とし、1事業あたり原則上限5億円

参考) NEDO 技術開発機構 エネルギー使用合理化事業者支援事業公募要領 【PDF形式】

## CO2 排出量の算定方法

・各モデル事業のCO2 排出削減効果については、「ロジスティクス分野におけるCO2 排出量算定方法共同ガイドライン Ver.1.0」(経済産業省・国土交通省)により算定してください。

[ロジスティクス分野におけるCO2 排出量算定方法共同ガイドライン【PDF形式】](#)

## その他

- ・推進決定された事業はパートナーシップ会議に対し実施状況を定期的に報告することとなります。
- ・推進決定された事業の成果は普及・促進のための事例として広く公表いたします。
- ・NEDO 技術開発機構の補助制度を利用した場合、省エネ状況を別途 NEDO 技術開発機構への報告することとなります。

・本制度に関し必要となる資料や書類様式のほか、グリーン物流パートナーシップ会議に関する情報は全て下記ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.greenpartnership.jp/>

## お問い合わせと提案窓口

普及型事業の提案、手続き、その他ご相談・お問い合わせは下記の各窓口で受け付けます。  
経済産業省各地方経済産業局

経済産業局名	担当課名	電話番号	管轄	住所
北海道経済産業局	産業部 流通産業課	011-738-3236	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1
東北経済産業局	産業部 商業・流通サービス 産業課	022-263-1194	宮城,福島,岩手,青 森,山形,秋田	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1
関東経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	048-600-0346	東京,神奈川,埼玉, 群馬,千葉,茨城,栃 木,山梨,新潟,長野, 静岡	〒330-9715 埼玉県さいたま市 中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
中部経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	052-951-0597	愛知,三重,岐阜,富 山,石川	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
近畿経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	06-6966-6025	大阪,京都,兵庫,奈 良,滋賀,和歌山,福 井	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44
中国経済産業局	産業部産業振興課 流通・サービス・商業室	082-224-5653	広島,鳥取,島根,岡 山,山口	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
四国経済産業局	産業部産業振興課 流通・サービス産業室	087-863-3518	香川,徳島,愛媛,高 知	〒760-8512 香川県高松市番町1-10-6
九州経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	092-482-5455	福岡,長崎,大分,佐 賀,熊本,宮崎,鹿児 島	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	098-864-2321	沖縄	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7

## 国土交通省各地方運輸局物流振興・施設課および神戸運輸監理部企画課

運輸局名	担当課名	電話番号	管轄	住所
北海道運輸局	企画振興部物流振興・ 施設課	011-290-2726	北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西10 札幌 第2合同庁舎
東北運輸局	企画振興部物流振興・ 施設課	022-791-7508	宮城,福島,岩手,青 森,山形,秋田	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町一番地 仙台第4合同庁舎
北陸信越運輸局	企画部物流振興・施設 課	025-244-6116	新潟,長野,富山,石 川	〒950-8537 新潟市万代2-2-1
関東運輸局	企画振興部物流振興・ 施設課	045-211-7210	東京,神奈川,埼玉, 群馬,千葉,茨城,栃 木,山梨	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜 第2合同庁舎
中部運輸局	企画振興部物流振興・ 施設課	052-952-8007	愛知,三重,静岡,岐 阜,福井	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名 古屋合同庁舎第1号館
近畿運輸局	企画振興部物流振興・ 施設課	06-6949-6410	大阪,京都,奈良,滋 賀,和歌山	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

神戸運輸監理部	総務企画部企画課	078-321-3144	兵庫	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎
中国運輸局	企画振興部物流振興・施設課	082-228-8701	広島,鳥取,島根,岡山,山口	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館
四国運輸局	企画振興部物流振興・施設課	087-835-6358	香川,徳島,愛媛,高知	〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎
九州運輸局	企画振興部物流振興・施設課	093-332-8082	福岡,長崎,大分,佐賀,熊本,宮崎,鹿児島	〒801-8585 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-0064	沖縄	〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 カサセン沖縄ビル

グリーン物流パートナーシップ会議全般にかかるご相談・お問い合わせは下記の各窓口で受け付けます。

経済産業省： 商務情報政策局 流通・物流政策室

〒100 - 8901

東京都千代田区霞が関1丁目3 - 1

電話：03 - 3501 - 0092

FAX：03 - 3501 - 7108

国土交通省： 政策統括官付政策調整官(物流担当)付

〒100 - 8918

東京都千代田区霞が関2丁目1 - 3

電話：03 - 5253 - 8799

FAX：03 - 5253 - 1674